

老齢基礎年金について

保険料の納付済・免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合、65歳から受け取ることができます。

老齢基礎年金の年金額（令和8年4月分から）

20歳から60歳になるまでの国民年金納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

■昭和31年4月2日以後生まれの方…年金額（満額） 年額 847,300円

■昭和31年4月1日以前生まれの方…年金額（満額） 年額 844,900円

保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金を受け取ることができ、免除等や未納期間がある場合は少なくなります。

老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給

繰上げ…希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。

ただし、繰上げ受給の請求をした時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

繰下げ…希望すれば66歳以後75歳までの間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。

繰り下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。

特別支給の老齢厚生年金について

受給開始年齢を段階的に、スムーズに引き上げるために設けられた制度です。なお、在職中の方は報酬によって年金額が支給停止となる場合があります。

▶特別支給の老齢厚生年金を受け取るためには以下の要件を満たしている必要があります

- ・女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと
- ・老齢基礎年金の受給資格期間（10年）があること
- ・厚生年金保険等に1年以上加入していたこと
- ・60歳以上であること

閩住民生活課住民年金係 ☎ 7-1084

リサイクルプラザからのお知らせ

10月の粗大ごみ戸別収集日

1日(木)・15日(木)・30日(金)

対象者

70歳以上の高齢者のみの世帯

収集個数

1回につき5個まで（粗大ごみのみ）

収集方法

ご自宅の玄関前まで出してください。

なお、家具等の解体作業はいたしませんのでご了承ください。

処理手数料

粗大ごみ1個につき

粗大ごみ処理券2枚（400円）

申込み方法

役場環境課リサイクルプラザへ電話

高齢者世帯等ふれあい収集を利用してみませんか？

町では、家庭から排出されるごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯に対して、決まった曜日に訪問し、ごみの無料収集と安否確認を行うサービス「**高齢者世帯等ふれあい収集事業**」を実施しています。

ごみ出しに困っている高齢者世帯の方、該当するかどうかホームヘルパーやケアマネージャーに相談してみてもいかがですか。

対象者

- ・75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・介護保険制度で要介護2以上の認定を受けている70歳以上の高齢者のみの世帯
- ・身体障がい3級以上の肢体不自由な障がい者のみの世帯

詳細・申込は環境課リサイクルプラザまでお問い合わせください。

閩環境課（リサイクルプラザ） ☎ 8-3320